

まちづくりの目標

すべてにやさしい安全なまち

すべてにやさしい安全なまち

政策 1 安全に暮らせる社会の実現

(施策 1) 災害に強いまちづくり 《 - 1 - 1 》

現状と課題

都市化が進展した地区や河川等の沿川低地部などでの集中豪雨に伴う浸水被害や急峻な地形や急流河川を有している山間地での土砂災害などの防止対策、災害に備えた体制づくりなどの取り組みが必要となっています。

さらに、災害発生時に迅速かつ的確に情報伝達・避難誘導・復旧活動が行える体制を整備するとともに、橋梁や水道施設などの公共施設の耐震化をはじめとした災害に強いまちづくりを進める必要があります。

一方では、これらの防災対策に加え、テロなどのさまざまな危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制の整備が必要となっています。

土砂災害危険箇所数（平成 18 年 1 月 31 日現在）

（箇所）

区分	土石流 危険渓流	急傾斜地崩壊 危険箇所	地すべり 危険箇所	計
富山地域	9	66	0	75
大沢野地域	26	133	12	171
大山地域	102	131	8	241
八尾地域	142	244	83	469
婦中地域	22	119	7	148
山田地域	15	118	34	167
細入地域	22	36	2	60
計	338	847	146	1,331

（富山県砂防課調べ）

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
配水池の水道水貯留能力	災害時等における配水池からの水道水供給時間	10.7 時間 (18 年度)	14.2 時間
自主防災組織の組織率	全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合	25.1% (17 年度)	86.0%

施策の方向

浸水対策の強化

富山市浸水対策基本計画に基づき、河川や水路の整備、浚渫に努めるとともに公共下水道（雨水）の整備を推進します。

また、雨水の河川・水路への流出抑制施設として調整池などを整備するとともに、迅速な内水排除と浸水被害の軽減を図るため、排水ポンプ車を増強するなど、総合的な浸水対策を進めます。

さらに、一・二級河川などの基幹河川の整備を関係機関に働きかけます。

土砂災害の防止

土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所における土砂災害対策を進めます。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域における土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害防止工事の整備促進を関係機関に働きかけます。

災害への対応機能の強化

重要な橋梁の耐震診断及び橋梁や水道施設をはじめとした公共施設などの耐震化を進めるとともに、建築物の安全確保のための指導の充実など減災対策に努めます。

また、災害情報を迅速に提供し、的確な避難行動につながるよう防災行政無線や避難標識の整備に努めるとともに、すばやい対応ができる初動体制を確立します。

さらに、応急給水用資機材の配置や飲料水・食糧等の備蓄、避難生活のための防災用資機材を配備し、災害への備えに万全を期します。

防災意識の啓発

実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚に努めます。

また、災害などの発生時には、地域が自主的にすばやく避難行動や災害時要援護者への支援などが行えるよう、自主防災組織の結成や地域の支援体制づくりを推進するとともに、訓練や講習会などを通じて自主防災組織の育成・支援に努めます。

危機管理体制の整備

自然災害に限らず、感染症の発生やテロなどに的確に対応するため、マニュアル整備や実践的な教育訓練を行うなど、危機管理体制の整備を推進します。

市民に期待する役割

- * 訓練や講習会に参加する。
- * 自主防災組織の活動に協力する。
- * 自宅や職場周辺の避難場所を覚える。
- * 防災物資や生活物資を備蓄する。
- * 災害時要援護者を支援する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
河川水路整備事業	河川 2,264m 排水路 7,246m 雨水流出抑制施設(調整池等) 3箇所 浚渫 98m	河川 3,343m 排水路 10,000m 雨水流出抑制施設(調整池等) 13箇所 水田貯留 240ha 浚渫 1,000m
公共下水道(雨水)整備による浸水対策事業	公共下水道(雨水)整備延長 42,994m (貯留池など2箇所)	公共下水道(雨水)整備延長 3,920m(累計46,914m) (貯留池1箇所)
排水ポンプ車導入事業	2台(排水能力10m ³ /分)	3台の増 (排水能力20m ³ /分) (累計5台)
急傾斜地崩落防止対策事業	防止対策済家屋数 225戸 法面施工延長 2,187m	対象家屋数 26戸 法面施工延長 480m
土砂災害ハザードマップ作成事業	作成済危険箇所 308箇所	作成対象危険箇所 1,023箇所(累計1,331箇所)
橋梁保全事業	緊急通行確保路線の重要橋梁 25橋中 耐震工事終了 15橋	緊急通行確保路線の重要橋梁 25橋中 耐震工事施工 5橋 (累計20橋)
防災行政無線の整備	旧市町村ごとにアナログ方式の設備を整備済	神通川・常願寺川に同報系無線を増設 移動系無線をデジタル方式へ移行
防災拠点機能充実強化事業	新避難標識(JIS規格)の整備済数 0箇所 主食用乾パン等の備蓄日数 0.87日	新避難標識(JIS規格)の整備済数 110箇所(指定避難所221箇所の約50%) 主食用乾パン等の備蓄日数 1.00日(想定り災者数の市備蓄割合40%の3食分)
自主防災組織支援事業	自主防災組織の活動費及び資機材等の購入に対する補助 (平成17年度末の自主防災組織加入世帯数 38,500世帯)	組織の拡充 (平成23年度末の自主防災組織加入世帯数 135,000世帯)

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
流杉浄水場改築事業 (再掲 -2-3)	浄水場改築工事 (土木, 建築, 機械, 電気, 管 工事) 進捗率 26.8%	浄水場改築工事 一式 (浄水能力: 100,000 m ³ /日) 既存浄水場改修工事 一式
配水施設の整備 (再掲 -2-3)	配水池の総容量 100,960m ³ 配水幹線の整備済延長 13.7km (新設 4.1km, 更新 9.6km)	配水池の築造 施設更新事業 (配水池の改築、設備の更 新) 配水幹線の整備 (新設 6.8km、更新 2.1km) 老朽水道管の整備 (他工事関連とあわせて約 120km)
地下水源の整備 (再掲 -2-3)	既存地下水源(井戸)数 30井	新規地下水源(井戸)の開発 八尾地域 1井
簡易水道の整備 (再掲 -2-3)	簡易水道 23事業 飲料水供給施設 11事業 小規模水道 8事業	簡易水道統合整備事業 (上水道との統合・再編) 統合簡易水道事業 (簡易水道の統廃合) 生活基盤近代化事業 (配水池の改築、設備の更 新、老朽水道管の更新)

政策1 安全に暮らせる社会の実現

(施策2) 雪に強いまちづくり 《 - 1 - 2 》

現状と課題

冬期間における快適な市民生活と円滑な経済活動を支えるため、道路除雪などにより安全な道路交通を確保することが重要となっています。

特に、山間部の特別豪雪地帯では、大量の降・積雪に備えた除排雪体制を整える必要があります。

また、雪処理が困難となっている高齢者世帯などに対する支援や、身近な生活道路・歩道の除雪については、行政と連携し、地域が自主的に除排雪活動に取り組むことが必要となっています。

地域別最大積雪深の状況(平成17年度) (cm)

富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
79	96	109	123	82	207	178

(建設部調べ)

除雪対象路線数等(平成17年度) (km)

除雪路線数	車道	歩道	公園園路等	合計
7,177 路線	1,910.3	170.6	58.0	2,138.9

(建設部調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成23年度 目標数値
市道の消雪化率	市道延長に対する、消雪装置設置延長(市管理及び町内管理)	15.9% (18年度)	18.7%

施策の方向

除排雪体制の強化

市街地から特別豪雪地帯まで、それぞれの地域における降・積雪の状況に対応できる除雪体制を整備するとともに、県との連携除雪の強化や地区内の除雪堆雪場所の確保により、除雪作業の効率的な展開を図ります。

また、市民が主体となって行う「地域主導型除雪」の体制を促進し、市民と行政が協働して除排雪活動を展開することにより、冬期間の道路の確保に努めます。

さらに、路面凍結時の事故を防止するため、路面凍結対策を強化します。

道路の消雪施設の整備

交通量の多いバス路線などの道路への消雪装置の整備により、積雪期の交通渋滞の解消を図ります。

また、地域が主体となって行う消雪装置の整備を支援します。

地域ぐるみの除排雪活動への支援

希望する地区への除排雪機械の貸与や除排雪機械購入費の支援などにより、地域ぐるみで取り組む除排雪活動を促進します。

また、屋根雪下ろしなどが困難となっている高齢者世帯などを支援する体制を整備し、当該世帯の雪害防止に努めます。

市民に期待する役割

* 雪処理に苦慮している高齢者や障害者などを支援する。

* 地域の歩道や生活道路の除雪に自主的に取り組む。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
消雪対策事業	消雪装置設置距離延長 (市管理及び町内会管理) 472.5km	消雪装置設置距離延長 75.0kmの増 (累計555.0km)

政策 1 安全に暮らせる社会の実現

(施策 3) 消防・救急体制の整備 《 - 1 - 3 》

現状と課題

多様な災害や事故に迅速かつ的確に対応するため、消防車両などの消防施設の整備や装備の充実に加え、常備消防拠点の新たな整備や老朽化した拠点の改築などにより常備消防力の強化が必要となっています。

また、地域に密着した消防活動を行う消防団においては、団員の確保や施設の整備、装備の充実により非常備消防力の向上が必要となっています。

一方、今後、高齢者世帯の増加に伴い、火災発生時における人的被害の拡大が懸念されることから、火災予防の啓発を進める必要があります。

救急業務については、救命効果を高めるため、救急救命士の養成とともに、多くの市民が適切に応急手当を行えるよう応急手当の普及啓発活動が必要となっています。

出火件数の推移 (件)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
全国	56,333	60,387	57,460
富山県	265	304	275
富山市	104	112	95

(消防局調べ)

出火率の推移 (件)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
全国	4.4	4.8	4.5
富山県	2.4	2.7	2.5
富山市	2.5	2.7	2.3

* 人口 1 万人当たりの年間出火件数 (年間出火件数 ÷ 人口 × 1 万人) (消防局調べ)

救急出場件数の推移 (件)

区分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
全国	4,830,813	5,029,108	5,280,422
富山県	28,835	30,456	32,834
富山市	12,259	13,142	14,227

(消防局調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
年間出火率	人口 1 万人当たりの年間出火件数 (年間出火件数 ÷ 富山市の人口 × 1 万人)	2.4 件/万人 (過去5年間平均)	2.3 件/万人
救急隊の現場到着時間	救急車が出動して救急現場に到着するまでの平均所要時間	5 分 30 秒 (17 年度)	5 分 30 秒

施策の方向

多様な災害や事故への対応能力の強化

災害や事故の発生時に消防車両の出動などをより効率よく管理するため、次期消防総合指令情報システムの整備や消防・救急無線のデジタル化を進めるとともに、多様な災害に対応できるよう消防施設の整備と装備の充実を図ります。

また、震災時の大規模火災対策として耐震性貯水槽の整備を進めます。

さらに、救急要請の際の救命効果を高めるため、救急救命士を増員します。

地域における消防拠点の整備と機能強化

全市域において迅速に消防・救急活動が展開できるよう、常備消防拠点の整備を進めます。

また、消防団員を確保し、消防分団の施設や装備を充実させることにより地域の消防力の強化を図っていきます。

応急手当の普及啓発

応急手当普及員バンク登録者の中から指導員資格者を養成し、これらを中心とした新たな組織を構築し、応急手当の普及・啓発を推進します。

市民の防火意識の高揚

火災予防の広報活動や防火講習会などを積極的に展開し、防火意識の高揚を図ります。

また、住宅用火災警報器の設置を促進するため、消防団や自主防災組織などとの連携により啓発活動を推進します。

市民に期待する役割

- * 応急手当講習会や防火講習会に参加する。
- * 消防団活動の重要性を認識し、活動に協力する
- * 住宅用火災警報器を設置する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
次期消防総合指令情報システム整備事業		通信指令室棟の建設 システムの整備
消防・救急無線デジタル化事業		無線設備の整備
消防車両の増強	はしご車4台	屈折はしご車(15m級)1台 を30m級はしご車に増強整備
救急救命士の養成	救急救命士70人	救急救命士7人の増 (累計77人)
消防署等常備消防拠点整備事業		新規建設2棟 移転建設1棟 大規模改修1棟
消防分団器具置場改築事業		15箇所

政策 1 安全に暮らせる社会の実現

(施策 4) 交通安全対策の充実 《 - 1 - 4 》

現状と課題

本市では、毎年 3,500 件前後の交通事故が発生しており、そのうち子どもが関係する事故が 150 件余り、高齢者が関係する事故が 750 件前後発生しています。

このため、子どもや高齢者の事故防止に向けた啓発活動や歩行者優先の道路環境の整備が必要となっています。

一方、自転車が関係する交通事故も多く発生しており、また、主要な駅周辺などでは自転車の無秩序な駐車などが見受けられるため、自転車利用者へのマナーの啓発と自転車利用環境の向上が必要となっています。

さらに、家庭、学校、企業、地域、行政が一体となって交通安全活動を展開し、市民一人ひとりが交通安全を意識し、実践することが重要となっています。

交通事故発生件数の推移

(件)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
全 国	947,993	952,191	933,828
富山県	8,065	7,889	7,722
富山市	3,618	3,437	3,482

(市民生活部調べ)

市内での交通事故死者の推移

(人)

区 分	平成 15 年			平成 16 年			平成 17 年		
	内 高齢者	内 子ども		内 高齢者	内 子ども		内 高齢者	内 子ども	
死者数	18	10	0	25	12	1	29	12	0

(市民生活部調べ)

自転車事故件数の推移

区 分	平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年	
	対事故件 数構成率		対事故件 数構成率		対事故件 数構成率	
自転車事故件数	599 件	16.6%	481 件	14.0%	506 件	14.5%

(市民生活部調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
市内の交通事故件数	年間の交通事故件数	3,482 件 (17 年)	3,180 件

施策の方向

交通安全施設の整備

各地区の交通安全環境を日常的に点検し、道路反射鏡や安全柵などの交通安全施設の整備に努めます。

子どもや高齢者の交通事故防止

子どもや高齢者の交通事故を防止するため、日頃の行動パターンや年齢、それぞれの地域における交通安全環境などの特性を勘案したきめ細かい交通安全指導・啓発を推進します。

安全で快適な歩行空間の確保

高齢者や障害のある人などが安心して通行できる快適な歩行者空間を確保するため、新たな歩道の整備を進めるとともに、既存の歩道と車道との段差解消や歩道のリフレッシュ工事、危険箇所における歩行者保護のための安全柵などの設置及び無電柱化を推進します。

自転車利用者の快適性と安全の確保

自転車駐車場の確保や既設歩道を利用した自転車走行空間の確保に努めるとともに、自転車の安全な乗り方などのマナーについての意識啓発を推進します。

また、鉄道駅周辺や中心市街地などで歩行者の通行の妨げとなり、都市景観を阻害する要因となっている自転車放置の防止に努めます。

地域に根ざした交通安全活動の促進

交通安全協会や交通安全母の会、交通安全指導員連絡協議会などの活動を支援し、地域に根ざした交通安全活動を促進します。

市民に期待する役割

- * 自動車、自転車の安全運転を実践する。
- * 地域での交通安全活動に参加する。
- * 運転者講習等に参加する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
交通安全施設設置事業 (反射鏡、防護柵)	反射鏡 65 基 (18 年度予定) 防護柵 1.1Km (18 年度予定)	反射鏡 577 基の増 防護柵 4.4Km の増
子ども及び高齢者交通安全 対策事業	高齢者運転免許自主返納支 援 交通安全教室 交通安全アドバイザー 交通安全コンクール	事業の継続実施
歩道整備事業	整備延長 1.0Km (18 年度予定)	整備 7.0Km
歩道のバリアフリー事業及 び歩道のリフレッシュ事業	歩道のバリアフリー (段差 解消) 箇所数 76 箇所 / 年 歩道のリフレッシュ整備 延長 4.4km	歩道のバリアフリー (段差 解消) 箇所数 78 箇所 / 年 歩道のリフレッシュ整備 延長 5.1km
無電柱化事業 (再掲 -1-3)	整備済延長 0.1Km (18 年度予定)	整備延長 2.0Km

政策 1 安全に暮らせる社会の実現

(施策 5) 防犯・防災体制の充実 《 - 1 - 5 》

現状と課題

刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、街頭犯罪など市民の身近での犯罪や子どもが被害者となる事件が目立っているため、治安が悪化していると感じている人が多くなっています。

このため、防犯意識の啓発と地域の防犯環境の向上のため自主防犯組織の育成支援が必要となっています。

さらに、夜間の安全な歩行空間を確保するため、防犯灯の整備を進める必要があります。

また、災害発生時には、住民の避難誘導や負傷者の救出・救護、初期消火など、地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たします。

このため、日頃からの備えや災害等に対する心構えを整えるなど、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。

市内での年間犯罪件数の推移

(件)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
犯罪件数	7,023	6,499	5,967

(市民生活部調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
市内の犯罪認知件数	年間の犯罪認知件数	5,967 件 (17 年)	5,110 件
自主防災組織の組織率 (再掲 -1-1)	全世帯に占める自主防災組織加入世帯の比率	25.1% (17 年度)	86.0%

施策の方向

地域の防犯活動への支援

自主防犯組織の育成のため、防犯活動に必要な知識の習得や、自主防犯組織同士の連携と情報交換のための研修会を実施します。

また、地区センターに安全担当職員を配置し、地域内の巡回や各種団体との連携を図りながら、安全で安心な地域づくりを推進します。

さらに、緊急時にこどもの避難所となる「こども 110 番の家」の設置を促進します。

夜間の防犯環境の向上

夜間の住宅地における防犯環境の向上を図るため、防犯灯の設置を推進するとともに、夜間の公園の安全性・健全性を確保するため照明灯の設置に努めます。

防犯意識の啓発

防犯に関する研修会を開催するほか、市広報やホームページで自主防犯組織や防犯に向けた先進的な取り組み事例を紹介することなどにより、防犯意識の啓発に努めます。

また、犯罪が起こりにくい清潔で健全な生活環境を確保するため、落書き消し隊の活動の拡充やごみのポイ捨て防止対策、違法看板などの撤去によるまちの環境美化に努めます。

防災意識の啓発

実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚に努めます。

また、災害などの発生時には、地域が自主的にすばやく避難行動や災害時要援護者への支援などが行えるよう、自主防災組織の結成や地域の支援体制づくりを推進するとともに、訓練や講習会などを通じて自主防災組織の育成・支援に努めます。

市民に期待する役割

- * 地域の自主防犯組織の活動に協力する。
- * 地域の子供の安全確保に努める。
- * 防犯に関する研修会に参加する。
- * 防災訓練や講習会に参加する。
- * 自主防災組織の活動に参加協力する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19~23年度)
防犯灯設置事業	防犯灯の設置総数 45,649 灯	3,020 灯の増 (防犯灯の設置総数 48,669 灯)
自主防災組織支援事業 (再掲 -1-1)	自主防災組織の活動費及び 資機材等の購入に対する補助 (平成17年度末の自主防災 組織加入世帯数 38,500 世 帯)	組織の拡充 (平成23年度末の自主防災 組織加入世帯数 135,000 世 帯)

すべてにやさしい安全なまち

政策2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

(施策1) 安全で快適なまちづくり 《 - 2 - 1 》

現状と課題

大気や水質等の生活環境の状況については、近年、全般的に良好な水準を維持していますが、一部の測定項目が環境基準に不適合となっているため、今後も引き続き監視を行う必要があります。

また、事業所における有害物質などによる環境汚染を防止するため、指導の強化が必要となっています。

さらに、食中毒や感染症の発生予防のための監視指導や検査体制を強化し、健康に暮らすことができる生活環境を維持する必要があります。

一方、身近な公園については、公園施設の安全確認や、夜間の防犯対策などが必要となっており、空き地については、雑草の除去などの管理面での苦情への対応が必要となっています。

地下水については、採取量が増加傾向にあることから、適正な利用やその涵養について啓発を図る必要があります。

環境基準の達成度一覧（平成17年度）（箇所、%）

区分	測定数	環境基準	
		達成数	達成率（%）
大気汚染	35	29	82.9
水質汚濁	8	8	100.0
地下水	23	23	100.0
騒音	31	25	80.6
ダイオキシン類	27	25	92.6
計	124	110	88.7

（環境部調べ）

表：事業所立入検査違反率（平成17年度）（箇所、%）

区分	測定数	違反数	違反率（%）
大気汚染	25	0	0.0
水質汚濁	235	8	3.4
騒音	43	7	16.3
振動	16	0	0.0
悪臭	19	0	0.0
ダイオキシン類	8	0	0.0
計	346	15	4.3

（環境部調べ）

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
環境基準の達成率	調査した測定数のうち、環境基準を達成した割合 (大気汚染等の区分ごとの環境基準達成数 / 全調査数 × 100)	89% (17 年度)	93%

施策の方向

大気などの監視活動の強化

大気汚染や水質汚濁、ダイオキシン類、騒音などの環境基準の適合状況を把握するため、監視活動の強化に努めます。

また、揮発性有機化合物やアスベストなどの新たな物質による大気汚染の防止に努めます。

さらに、化学物質排出把握管理促進法に基づき、有害化学物質の排出や移動状況を把握し、その状況について市民への周知に努めます。

事業所等への指導の強化

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく事業所への立ち入り調査や指導を強化し、事業者の環境保全に関する意識の向上と排出基準違反や事故、土壌汚染の防止に向けた指導の強化に努めます。

食品衛生・環境衛生対策の強化

食中毒による健康被害を予防するため、食品営業施設や公衆浴場などの生活衛生施設の監視・指導を充実するとともに、検査体制を強化し、多様な検査に対応できる施設と分析機器などの整備を進めます。

身近な公園の安全確保

遊具をはじめとした公園施設の状況を把握するため、公園愛護会の活動を促進するとともに、照明灯や手洗用水栓を整備し、防犯面と衛生面での安全確保に努めます。

空き地の適正な維持管理の指導

雑草の繁茂など、管理が不十分な空き地の所有者や管理者に対して、雑草の除去などの適正管理についての指導に努めます。

地下水の適正利用

地下水の水位の観測や水質検査により地下水の実態の把握に努めます。

また、地下水の涵養を図るとともに、地下水利用者に富山地域地下水利用対策協議会への加入を促進し、地下水の適切で合理的な利用を推進するなど、市民への節水意識の啓発に努めます。

市民に期待する役割

- * 身近な公園の施設などを点検し不備があった場合は市に連絡する。
- * 空き地の所有者に対して適正な管理を呼びかける。
- * 地下水を利活用している場合は、節水を心がける。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
保健所試験検査機能強化事業	保健所検査棟建設用地取得 検査棟の実施設計	検査棟の建設

政策2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

(施策2) 安全・安心な消費生活の推進 《 - 2 - 2 》

現状と課題

消費生活に関する相談件数は近年増加しており、悪質商法の手口も巧妙化しています。

このことから、悪質商法の新たな手口などの情報をいち早く把握し、被害防止に向けた情報提供を迅速に行うとともに、トラブルの解決などのための消費生活相談機能を強化することが必要となっています。

また、食品の安全性に対する不安が高まっているため、食に関する正しい知識を身につける食育の推進や、地場産の良質で新鮮な農林水産物などの消費拡大を図るため地産地消の推進が求められています。

消費生活相談件数の推移 (件)

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
371	778	1,412	2,310

(消費生活センター調べ)

中央卸売市場の取扱状況(平成17年の産地別取扱数量割合)

・野菜 (%)

愛知	北海道	富山	長野	群馬	岐阜	高知	茨城	千葉	その他
16.2	14.1	10.2	7.4	4.9	4.1	4.0	3.9	3.6	31.6

・果実 (%)

フィリピン	和歌山	加ガルニア	富山	青森	愛媛	愛知	長野	石川	その他
25.1	15.5	6.1	6.0	5.9	4.9	4.8	3.8	2.9	25.0

・鮮魚 (%)

富山	北海道	静岡	石川	三重	愛媛	宮城	青森	新潟	その他
18.8	10.3	10.0	9.2	6.6	6.0	4.7	4.7	3.3	26.4

(中央卸売市場調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
野菜作付面積	米以外の地場農産物の作付面積	760ha (18年度)	840ha

施策の方向

消費生活の情報提供の充実

消費生活講座の開催などによる悪質商法の被害防止と、新たな手口の消費トラブル情報などの迅速な提供に努め、消費者の自立を支援します。

また、多様化・複雑化する消費トラブルに対応するため、消費生活相談員による相談体制の充実に努めます。

食育や地産地消の推進

さまざまな機会を捉えて食育の重要性を啓発するとともに、朝市を行っているグループへの支援や農林水産物をはじめとした地元の良質な食材を学校給食へ活用することなどにより、地産地消を推進します。

食料の安定供給

食料の安定供給に資するため、卸売市場の施設整備を進めるとともに、市場の活性化策について検討します。

市民に期待する役割

- * 消費生活講座に参加するとともに、地域での消費トラブル情報の提供に努める。
- * 地場産の食材の消費拡大に努める。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
卸売市場施設整備事業	水産物部卸売場及び通路照明改良工事	低温売場の整備 市場内監視システムの強化

政策2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

(施策3) 快適な生活環境づくり 《 - 2 - 3 》

現状と課題

本市の水道水のおいしさは高い評価を受けており、今後も良質で安定した水道水を確保するため、老朽施設の更新や新たな水需要への対応などが必要となっています。

下水道については、平成17年度末の汚水処理人口普及率は91.7%となっており、引き続き未整備地区における整備を推進するとともに、老朽施設の改築・更新により衛生的な生活環境を確保する必要があります。

地域の生活環境の状況では、排水路の改修についての要望やカラスに関する苦情が寄せられており、また、富山駅前や総曲輪・中央通りなどで落書きが目立ってきているため対応が必要となっています。

一方では、動物飼育者の責任感の欠如による市民の生活環境の悪化が懸念されており、飼育者の責任意識の啓発が求められています。

斎場・墓地については、引き続き良好な環境整備に努める必要があります。

汚水処理人口普及率（平成17年度末）

（人、％）

地域区分	人口	下水道処理区域の人口	下水道		農業林業集落排水処理人口	地域し尿人口	合併処理浄化槽人口	合計	汚水処理人口普及率
			うち、下水道の利用人口	下水道の利用割合					
合計	418,012	339,473	300,821	88.6	21,167	3,266	19,561	383,467	91.7
富山	321,021	284,249	258,867	91.1	11,430	3,266	6,419	305,364	95.1
大沢野	22,912	17,090	15,212	89.0	1,411		3,224	21,725	94.8
大山	11,539	7,924	7,147	90.2	3,286		79	11,289	97.8
八尾	22,275	11,749	6,380	54.3	2,502		2,509	16,760	75.2
婦中	36,653	15,954	11,418	71.6	1,712		7,171	24,837	67.8
山田	1,869	1,249	1,215	97.3	544		76	1,869	100.0
細入	1,743	1,258	582	46.3	282		83	1,623	93.1

（上下水道局、農林水産部、環境部調べ）

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成23年度 目標数値
下水道を利用している人口の割合	下水道で汚水を処理している区域において、実際に下水道を利用している人口の割合	88.6% (17年末)	92.0%

施策の方向

上水道の整備

・浄水場の整備

富山地域の 95% の水道水を供給している流杉浄水場を地震などの災害に強い浄水場に改築し、より質の高い水道水の安定供給を図ります。

・配水施設の整備

老朽水道管の更新とあわせて配水管路網の整備を行い、地震等の災害時においても安定給水が確保できる信頼性の高い送配水システムを構築します。

・地下水源の整備

将来の水需要に対応した新規地下水源の開発や既存地下水源の整備を行い、安定供給の確保と災害時の応急給水拠点として整備します。

・簡易水道の整備

簡易水道施設の近代化と統廃合・再編を推進して、中山間地へ質の高い水道水を安定的に供給し、生活基盤の安定と活性化を図ります。

污水处理施設の整備

下水道、農村下水道、合併浄化槽などのさまざまな整備手法により、効率的・効果的に污水处理を実施します。

特に、整備が遅れている神通川左岸地域の下水道事業の促進に努めます。

また、老朽化している污水处理施設の改築・更新を計画的に進め、施設の機能の向上を図ります。

地域の環境美化

市民あげて清潔で健全な地域の生活環境の確保に努めるため、ふるさと美化大作戦の継続実施に努めるとともに、落書き消し隊の活動の拡充やごみのポイ捨て防止対策、違法立看板などの撤去によるまちの環境美化を推進します。

また、地域の生活環境を改善するための排水路の整備や改修を推進するとともに、農業用排水施設の通年通水による居住環境の保全に努めます。

カラス対策については、駆除も含めた効果的な対策を推進します。

動物愛護の推進

動物の愛護及び管理に関する法律の周知により、動物飼育者の責任意識の高揚と動物愛護思想の啓発に努めます。

墓地・斎場の環境整備

既存墓地の適正管理に努めるとともに、新たな墓地需要に対し適切に対応します。

また、老朽化している斎場の改修を進め、良好な環境整備に努めるとともに、斎場のあり方について検討します。

市民に期待する役割

- * 下水道が整備された場合は、早期に下水道へ接続する。
- * 地域の美化推進巡視員の活動に協力し、美化推進デー（年 4 回実施）や美化大作戦など、地域における美化活動に参加する。
- * ペット飼育者は飼育マナーを徹底する。

総合計画事業概要

事業名	平成 1 8 年度末現況	事業の概要 (1 9 ~ 2 3 年度)
流杉浄水場改築事業	浄水場改築工事 (土木, 建築, 機械, 電気, 管 工事) 進捗率 26.8%	浄水場改築工事 一式 (浄水能力 : 100,000 m ³ /日) 既存浄水場改修工事 一式
配水施設の整備	配水池の総容量 100,960m ³ 配水幹線の整備済延長 13.7km (新設 4.1km, 更新 9.6km)	配水池の築造 施設更新事業 (配水池の改築、設備の更 新) 配水幹線の整備 (新設 6.8km, 更新 2.1km) 老朽水道管の整備 (他工事関連とあわせて約 120km)
地下水源の整備	既存地下水源(井戸)数 30 井	新規地下水源(井戸)の開発 八尾地域 1 井
簡易水道の整備	簡易水道 23 事業 飲料水供給施設 11 事業 小規模水道 8 事業	簡易水道統合整備事業 (上水道との統合・再編) 統合簡易水道事業 (簡易水道の統廃合) 生活基盤近代化事業 (配水池の改築、設備の更 新、老朽水道管の更新)
公共下水道(汚水)整備と普 及の促進	整備区域面積 8,478ha	481ha(累計 8,959ha)
農業集落排水事業	対象 57 地区のうち 52 地区 が完了 2 地区の事業に着手	5 地区整備
農業環境対策事業	整備延長 69.3 km	整備延長 74.3 km (延長 5.0km の整備)

すべてにやさしい安全なまち

政策3 地球にやさしい環境づくり

(施策1) 循環型まちづくりの基盤整備 《 - 3 - 1 》

現状と課題

平成17年度の一般廃棄物の総ごみ処理量は、約144,100トンで、前年度と比較して約1,400トン(1.0%)減少しています。その内訳は家庭系ごみが約96,500トン、事業系ごみが約47,500トンとなっています。

空きびんや空き缶、古紙などの資源物回収量は約28,700トンで前年度と比較して約500トン(1.8%)増加しています。

発生したごみについては、リサイクルのための分別排出の徹底などを推進していますが、今後は、ごみの発生自体を抑制する取り組みが必要です。

また、平成16年度の産業廃棄物発生量は約708,000トンで、一般廃棄物の約4.9倍となっています。その処理状況は、中間処理により376,000トンが減量され、289,000トンがリサイクルされた結果、減量化・循環利用率は93.8%となっており、残りの43,000トンが埋め立て処分されています。

今後とも廃棄物の排出抑制、減量化、循環的利用及び適正処理の推進により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を形成する必要があります。

ごみ処理量の推移(一般廃棄物)

(人、t、%)

年 度	人 口 (年度末住 民基本台 帳人口)	家 庭 系				事 業 系		総ごみ処理量	
		可燃物	不燃物	合 計		処理量	前年度 比 率	処理量	前年度 比 率
		処理量	処理量	処理量	前年度 比 率				
16	417,465	91,242	7,188	98,430	-	47,052	-	145,482	-
17	417,247	89,892	6,626	96,518	98.1	47,539	101.0	144,057	99.0

(環境部調べ)

資源物回収量の推移

(t)

年 度	空 き び ん	空 き 缶	ペ ット ボ トル	プ ラ ス チ ック 製 容 器 包 装	紙 製 容 器 包 装	古 紙	集 団 回 収	合 計	
								回 収 量	前 年 度 比 率 (%)
16	2,995	1,294	693	2,835	881	7,092	12,379	28,169	-
17	2,840	1,259	714	3,131	845	7,951	11,983	28,723	102.0

(環境部調べ)

産業廃棄物発生量の推移

(千t)

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
汚泥	409	425	387
がれき類	186	197	216
特別管理(鉛、水銀など)	14	13	8
その他(金属、木屑など)	98	95	97
計	707	730	708

* 富山地域における発生量

(環境部調べ)

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
市民一人1日当たりの一般廃棄物排出量	市民一人1日当たりの一般廃棄物排出量	1,142g (17年度)	1,090g (検討中)
リサイクル率	ごみ排出量に占める資源物(空き瓶、空き缶、古紙など)の割合	18.3% (17年度)	25.0% (検討中)
産業廃棄物減量化・循環利用率	産業廃棄物発生量に占める、中間処理等により減量化された量	93.8% (16年度)	96.0%

施策の方向

ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの発生を抑制する生活様式への転換に向けた意識啓発に努めます。
また、ごみの排出段階における分別の徹底を図るとともに、排出されたごみを可能な限りリサイクルするシステムづくりに努め、「脱埋立て」を目指します。
さらに、効率的な廃棄物収集体制を確立するため、中継収集基地の整備を検討するとともに、最終処分場の跡地の活用について検討します。

再生資源の利用促進

再生品の利用や不用品の再活用についての啓発を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者には、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処分等の徹底を指導します。
また、廃棄物の不法投棄防止の広報活動や監視活動を強化します。

エコタウンの充実

立地事業所が活用する廃棄物の確保、リサイクル製品の販売促進を支援するとともに、新たな事業の可能性について検討します。
また、エコタウンと周辺地域が調和した良好な環境づくりに努めます。

市民に期待する役割

- * 分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組む。
- * 資源の集団回収に協力する。
- * 廃棄物の不法投棄や不適正処理を発見した場合は市に通報する。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
ごみの分別回収の推進	古布、生ごみのリサイクル モデル事業の実施	事業の継続実施
エコタウン推進事業	7事業操業	新たな事業化に向けての調査

政策3 地球にやさしい環境づくり

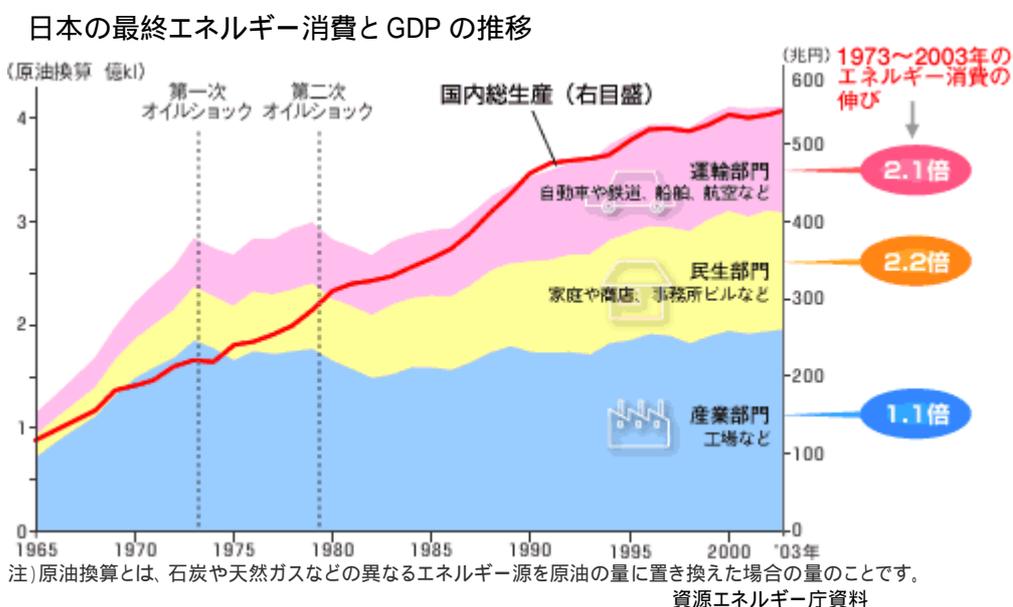
(施策2) エネルギーの有効活用 《 - 3 - 2 》

現状と課題

人々の暮らしや社会に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする有限な化石燃料に依存していることから、その消費を抑制することが必要となっています。

一方、エネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの影響により、地球温暖化という地球規模の問題が発生しています。そのため、平成17年に温室効果ガスの排出削減を義務付けた「京都議定書」が発効し、日本は、平成24年までに温室効果ガスを6%削減することを世界に約束しています。

このような状況の中、太陽光や風力など身近にあって、使ってもなくならないクリーンな新エネルギーの導入や、「もったいない」の心がけによりエネルギーの消費を抑える省エネルギーへの取り組みが重要になっており、本市においても、その普及・導入が求められています。





目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
市民一人当たりの二酸化炭素排出量	富山市全体の二酸化炭素排出量から算出した市民一人当たりの排出量	11.4t-co2/人 (15年度)	10.6t-co2/人 (22年度)

施策の方向

風力発電の導入

平成 17 年に環境省より採択された「環境と経済の好循環のまちモデル事業」により、神通川沿いの風が強い場所での風力発電施設を整備します。

バイオディーゼル燃料製造事業化への支援

廃食用油を原料として、バイオディーゼル燃料を製造する事業のエコタウン産業団地への立地を支援するとともに、市の塵芥収集車等の軽油代替燃料として積極的に活用します。

太陽光発電導入への支援

クリーンな自然エネルギーを利用する太陽光発電の普及拡大を図るため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し助成を行います。

小水力発電・森林バイオマス発電の導入

本市が有する豊かな水資源を活用するため、市民に身近な農業用水等を活用した小水力発電施設の導入を検討します。

また、山間地の間伐材の利用や、製材工場で発生する樹皮・^{おがくず}鋸屑を利用する森林バイオマス発電の導入を検討します。

省エネルギー対策の推進

新エネルギーや省エネルギー設備の公共施設への導入を積極的に推進するとともに、エネルギー全体の消費を抑えるため、効率的なエネルギーの利用や省エネルギーの啓発に努めます。

市民に期待する役割

- * 新エネルギーを活用する太陽熱温水システム、太陽光発電システムの導入や、低公害車の購入に努める。
- * 冷暖房温度を適正に設定する、過剰包装を断る、マイカーの使用を控え徒歩や自転車にするなどエコライフスタイルの推進に努める。

総合計画事業概要

事業名	平成18年度末現況	事業の概要 (19～23年度)
風力発電導入事業		風力発電施設の設置
バイオディーゼル燃料導入事業	18年度製造施設整備 バイオディーゼル燃料製造開始	バイオディーゼル燃料の普及拡大

政策3 地球にやさしい環境づくり

(施策3) 市民・企業・行政の協働による 環境負荷低減への取り組み 《 - 3 - 3 》

現状と課題

各地域に、廃棄物減量推進員を配置し、ごみの減量や資源化などについての意識の高揚を図っており、また、事業所に対しては、事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書の提出を求め、ごみの減量や資源化を促進することにより、市民・企業がそれぞれの立場において環境負荷低減に向けた取り組みを実践しています。

環境活動については、川、山、海をきれいにする日を決め、市民や企業、行政が一体となった活動を展開しているところですが、今後も、環境美化に関する意識の啓発や環境活動の実践機会の拡充により、参加者の増加を図り、より一層市民・企業・行政の連携を深める必要があります。

また、環境教育については、平成17年12月からエコタウン交流推進センターにおいて、環境学習を推進する「エコタウン学園」を開催し、環境活動を担う人づくりに努めています。

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成23年度 目標数値
エコタウン交流推進センター利用者数	エコタウン交流推進センター見学者、貸館による利用者、エコタウン学園参加者、企業見学ツアー参加者合計	6,500人 (18年度)	8,500人

施策の方向

環境負荷低減への取り組みの支援・拡充

地域やPTAなどが自主的に行う資源の集団回収を支援します。

また、ふるさと富山美化大作戦を継続実施するとともに、川、山、海をきれいにする美化活動の実施箇所の拡大を図ります。

さらに、エコボランティア活動への参加者を対象にしたエコポイント制度の導入により、環境活動を地域の活性化につなげるよう努めます。

環境負荷低減に関する情報の提供

環境負荷低減の重要性や実際の活動例などの情報を提供し、市民や企業の環境に対する意識の高揚を図ります。

環境教育の推進

エコタウン学園の充実に努めるなど、環境学習の場と機会の充実に努めます。

また、クリーンセンターやリサイクルセンターなどの環境センター関連施設の見学の充実に努め、廃棄物に関する環境情報の提供に努めます。

市民に期待する役割

- * 家庭でできる環境負荷低減の取り組みを積極的に実践する。
- * 環境美化活動に積極的に参加する。

すべてにやさしい安全なまち

政策4 暮らしの安全を守る森づくり

(施策1) 森林機能の再生・強化 《 - 4 - 1 》

現状と課題

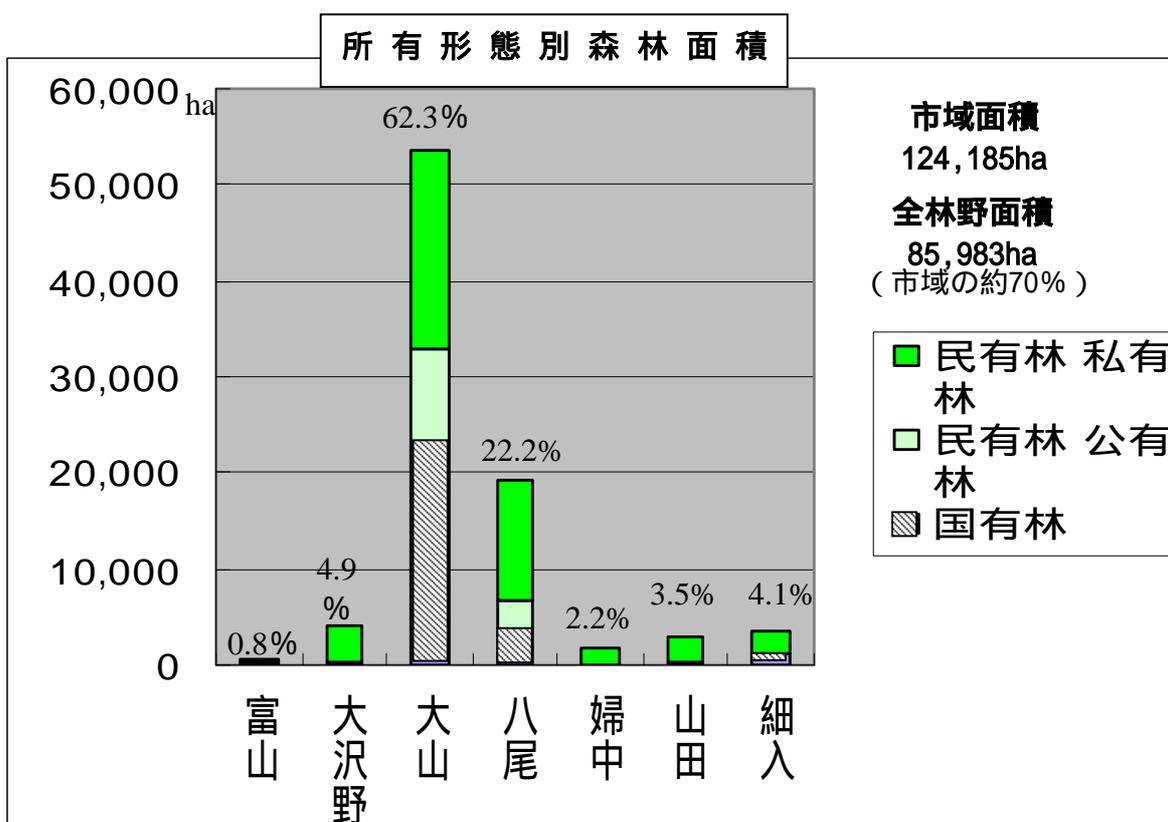
本市では、広大な面積の約7割を森林が占めており、これら森林が有する災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの機能を将来に維持していくことが重要になっています。

しかし、中山間地域における過疎化・高齢化の進展に伴う森林管理の担い手の減少や、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化などにより、手入れが必要な人工林が放置され、森林機能の低下が懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化や、多様な主体が森づくりに取り組める環境づくりが必要となっています。

また、呉羽丘陵では、全体の4分の1を占める竹林の管理が行き届かず、丘陵地の荒廃が懸念されています。

今後は、森林の公益的機能の重要性についての意識啓発を図り、森林を市民共通の財産として守り育てていく必要があります。



資料:平成18年3月版富山県林業統計書

目標とする指標

指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	平成 23 年度 目標数値
森林整備面積	間伐等の森林整備面積、広葉樹植樹面積、針広混交林化整備面積及び市民等による里山整備面積	165ha (17年度)	200ha

施策の方向

計画的な森林の整備

山間部の森林地帯は、長期的な展望のもと計画的に森林整備を図ります。
また、森づくりを担う人材の育成・確保に努め、里山の整備や森林資源の循環利用への取り組みを促進します。

呉羽山の竹林については、除間伐活動を継続的に実施し、丘陵地の自然環境を良好に保つよう努めます。

森林機能の重要性の啓発

体験活動やレクリエーションを通じて森林の公益的機能を学べる環境づくりに努めるとともに、森と里山をテーマとしたフォトコンテストなどにより森づくりへの関心を高めながら、森林機能の重要性を啓発する取り組みを推進します。

森林ボランティアとの連携

市民参画型のボランティア組織「きんたろう倶楽部」の活動を支援するとともに、多様な森林ボランティア組織などとの連携を図り、さまざまな主体が一体となって豊かな森づくりに取り組めるような仕組みづくりに努めます。

市民に期待する役割

- * 森林機能の重要性について理解する。
- * 森づくりに関するボランティア活動に参加する。

総合計画事業概要

事業名	平成 1 8 年度末現況	事業の概要 (19 ~ 23 年度)
森林整備事業	森林整備面積 165ha/年間	森林整備面積 200ha/年間
とやま森の四季フォト大賞 開催事業	第 1 回募集	事業の継続実施
森のちから再生事業	森林ボランティア(きんたろう倶楽部)の支援 里山林整備延面積 1ha	事業の継続実施 里山林整備延面積 5ha

政策4 暮らしの安全を守る森づくり

(施策2) 生態系の保護・回復 《 - 4 - 2 》

現状と課題

森林は、生物の生態系や生物種の多様性などを保全する機能を有していますが、近年は、手入れが行き届かない里山林が増えていることなどから、里山での熊や猿、猪等による農作物被害の拡大とともに、人里での人身被害の多発が懸念されています。

このため、野生生物の生息域を考慮した森林整備や人と自然をつなぐ豊かな里山の保全が求められています。

また、外来種のペットの飼育放棄などから、外来生物の生息域の拡大による在来種の生息域の圧迫が懸念されています。

施策の方向

生態系に配慮した取り組みの推進

森林整備にあたっては、果実をつける広葉樹の植林などによる野生生物の生息域の保全・回復に努めるとともに、林業基盤である林道や作業道の開設、改良にあたっては、生態系に配慮した整備に努めます。

また、在来種の生態系を保護するため、外来動植物の飼育責任の重要性について意識啓発に努めます。

野生生物に関する知識の普及

さまざまな動植物の生息に関する情報の提供などにより、生態系の保護や回復に向けた意識啓発を図ります。

人身被害の防止

有害鳥獣による農作物被害や人身被害を防止するため、猟友会等の協力による巡回パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲するなどの対策をとります。

また、継続的な調査に基づく個体管理を含む、適切な保護管理を実施し、野生鳥獣との共存に努めます。

市民に期待する役割

* 豊かな自然環境は、野生生物の生息域でもあることを十分認識したうえで自然にふれる。

* 外来種のペット飼育者は、飼育責任を果たす。